

小林市・野尻町合併協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小林市・野尻町合併協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議に支障のない範囲とする。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入の上、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴人受付簿の記入は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。この場合において、傍聴希望者が前条に定める定員を超えるときは、先着順で傍聴人を決定する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(協議会事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月14日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

傍聴人受付簿

第 回 小林市・野尻町合併協議会

平成 年 月 日 会場名: _____

| 番号 | 住所 (報道関係者は、会社名又は団体名) | 氏名 | 備考 |
|----|-------------------------|----|----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |
| 21 | | | |
| 22 | | | |
| 23 | | | |
| 24 | | | |
| 25 | | | |



(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(協議会事務局職員の指示)

第8条 傍聴人は、協議会事務局職員の指示に従わなければならない。